

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例（案）

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（携帯電話の利用制限等）

第三十三条の二 県は、青少年による携帯電話端末又はP H S 端末（以下この条において「携帯電話端末等」という。）の適切な利用に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の施策の推進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等の利用制限に当たり、青少年の年齢、発達段階等を考慮の上、青少年の健全育成に資するよう適切な対応に努めるものとする。

3 保護者は、特に小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在学する者には、防災、防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする。

4 保護者、地域団体、学校関係者その他の青少年の健全育成に携わる者は、相互に連携して、携帯電話端末等の適切な利用に関する取組の促進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

提案理由

有害情報へのアクセスやネットいじめなど携帯電話利用に伴う弊害から青少年を守るため、青少年の携帯電話の利用制限等の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。